

別表第一（第三条関係）

品目	項目
1 古紙一〇〇パーセントトイレトペーパー	重金属等
2 廃木材再生品	重金属等、農薬等
3 廃プラスチック再生品	重金属等
4 再生パルプ使用印刷・OA用紙	重金属等
5 再生パルプ使用一般事務用品	重金属等
6 廃木材等を使用したボード	重金属等、農薬等
7 廃材を使用したタイル・ブロック・レンガ	重金属等
8 間伐材・小径材を使用した木製品	重金属等
9 再生土木資材	重金属等
10 汚泥活用土壌改良材	揮発性有機化合物類、重金属等、農薬等
11 木質系土壌改良材	重金属等、農薬等
12 廃棄物を使用したセメント	重金属等
13 再生パルプ使用製品	重金属等
14 廃瓦を使用した瓦	重金属等
15 廃ペットボトルを使用した再生品	重金属等
16 堆肥	重金属等、農薬等
17 緑化基盤材	重金属等、農薬等
18 再生陶磁器製品	重金属等
19 廃棄物を使用した炭化材	揮発性有機化合物類、重金属等、農薬等
20 廃石膏(こう)を使用した製品	揮発性有機化合物類、重金属等、農薬等

備考

- 一 「重金属等」とは、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ふっ素及びほう素をいう。
- 二 「農薬等」とは、チウラム、チオベンカルブ、シマジン、有機燐(りん)及びPCBをいう。
- 三 「揮発性有機化合物類」とは、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化

ビニル又は塩化ビニルモノマー)、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、シス—一・二—ジクロロエチレン、一・一・一—トリクロロエタン、一・一・二—トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・三—ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四—ジオキサンをいう。

四 「1 古紙一〇〇パーセントトイレットペーパー」については、条例第五条第二項の規定による認定の申請及び条例第八条第二項の規定による試験、検査等の結果の報告を行う場合を除く。

五 「8 間伐材・小径材を使用した木製品」については、物理的加工に限定され、当該リサイクル製品に重金属等が含まれていないことが明らかな場合であって、条例第五条第二項の規定による認定の申請及び条例第八条第二項の規定による試験、検査等の結果の報告を行う場合を除く。

**別表第二（第四条関係）**

品目	循環資源の割合
1 古紙一〇〇パーセントトイレットペーパー	古紙を一〇〇パーセント使用していること。
2 廃木材再生品	廃木材を五〇パーセント以上使用していること。ただし、「廃木材等を使用したボード」を除く。
3 廃プラスチック再生品	プラスチック原料として、廃プラスチック類を九〇パーセント以上（食品トレイにあつては八〇パーセント以上）使用していること。
4 再生パルプ使用印刷・OA用紙	再生パルプを七〇パーセント以上使用していること。
5 再生パルプ使用一般事務用品	再生パルプを五〇パーセント以上（封筒類にあつては七〇パーセント以上）使用していること。
6 廃木材等を使用したボード	廃木材等を九〇パーセント以上使用していること。
7 廃材を使用したタイル・ブロック・レンガ	建築廃材、廃ゴム、廃プラスチック類、廃ガラス、陶磁器くず又は汚泥を原料として使用する場合にあつては、結合材を除く原料の五〇パーセント以上を使用していること。 焼却灰を原料として使用する場合にあつては、結合材として

	<p>セメント、合成樹脂等を用い、常温で成形加工する場合は、結合材を除く原料の五〇パーセント以上、粘土等を混合し、焼成して製造する場合は、二〇パーセント以上使用していること。</p> <p>熔融スラグを原料として使用する場合には、結合材を除く原料の一〇パーセント以上使用していること。</p>
8 間伐材・小径材を使用した木製品	<p>主要部材に間伐材又は小径材を八〇パーセント以上使用していること。</p>
9 再生土木資材	<p>ばいじん、燃え殻、汚泥又は高炉スラグを使用した路盤材にあつては、五〇パーセント以上使用していること。</p> <p>ばいじん又は燃え殻を使用した地盤改良材にあつては、六〇パーセント以上使用していること。</p> <p>再生加熱アスファルト混合物にあつては、熔融スラグを原料の一部としていること。</p> <p>廃ゴム、廃ガラス又は陶磁器くずを使用した舗装材にあつては、二〇パーセント以上使用していること。</p> <p>伐採木、剪(せん)定枝又は刈草の未利用材を原料として使用した舗装材にあつては、結合材を除く原料として七〇パーセント以上使用していること。</p> <p>熔融スラグ、廃ガラス、セメントコンクリート再生骨材又は陶磁器くずを原料として使用したコンクリート二次製品にあつては、結合材を除く原料として一〇パーセント以上使用していること。</p> <p>廃ガラス、陶磁器くず又は熔融スラグを使用した再生砂及び再生砂利にあつては、九〇パーセント以上使用していること。</p> <p>繊維くずを使用したコンクリート二次製品にあつては、容積率が一〇パーセント以上であること。</p> <p>コンクリートガラを使用したコンクリートブロックにあつ</p>

	ては、容積率が三〇パーセント以上であること。
10 汚泥活用土壌改良材	下水道汚泥又は上水道汚泥を原料としていること（上水道汚泥を使用したものにあつては、上水道汚泥を四〇パーセント以上使用していること。）。
11 木質系土壌改良材	間伐材、小径材、剪（せん）定枝、樹皮等の未利用材を一〇〇パーセント使用していること。
12 廃棄物を使用したセメント	下水道汚泥又は焼却灰をセメント原料の一部としていること。
13 再生パルプ使用製品	再生パルプを八〇パーセント以上使用していること。
14 廃瓦を使用した瓦	廃瓦を一〇パーセント以上使用していること。
15 廃ペットボトルを使用した再生品	<p>廃ペットボトルを使用した衣類にあつては、再生ペット樹脂から得られるポリエステルを五〇パーセント以上使用していること。</p> <p>廃ペットボトルを使用した製品にあつては、プラスチック原料として、廃ペットボトル及び廃プラスチック類を九〇パーセント以上使用（ただし、廃ペットボトルを主として含有すること。）していること。</p>
16 堆肥	家畜ふん、食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第二項に規定する食品廃棄物等をいう。）、剪（せん）定枝、樹皮又は刈草を一〇〇パーセント使用していること。
17 緑化基盤材	<p>汚泥以外の原料を使用した緑化基盤材にあつては、循環資源を五〇パーセント以上使用していること。</p> <p>汚泥を使用した緑化基盤材にあつては、三〇パーセント以上使用していること。</p>
18 再生陶磁器製品	陶磁器くずを二〇パーセント以上使用していること。
19 廃棄物を使用した炭化材	<p>土壌改良材にあつては、汚泥を九〇パーセント以上使用していること。</p> <p>調湿吸着シートにあつては、汚泥及びその炭化材を四〇パー</p>

	セント以上使用していること。
20 廃石膏(こう)を使用した製品	グラントライン用石膏(こう)にあつては、廃石膏(こう)を一〇〇パーセント使用していること。 土壌改良材にあつては、廃石膏(こう)を原料としていること。

備考 特に明記のない場合、割合は重量比とする。